歴史の

介護保険と高齢者福祉のゆくえ

宏

橋 子

国の社会的使命」の転換

ている。 契約へ」の流れが具体化されたといわれ 介護保険制度が導入され、 措 置 止から

害者福祉や母子福祉の分野にも反映され 一から契約へ」という政策の意向は、 最近社会福祉事業法等が改正され、「措

険者に給付することを目的としている。 る費用の一部を保険制度を通じて被保 介護保険法は、 介護のために必要とさ

> るといってよいであろう。 償還する「アメリカ型」に転換しつつあ 部を国が高齢者医療保険や医療扶助から 宅ケアサービスの利用に要する費用の一 基本的に民間に委ね、 体として福祉サービス自体を提供する 北欧型」から、サービスの供給自体は 施設サービスや在

い方をすれば国(地方公共団体)が実施主

介護保険制度の導入を契機に、 うとするものではない。

雑駁な言 の福祉は 介護サービス自体を国の責任で保障しよ

わが国

換しようとしているようにみえる。 を契機に、一八〇度といってよいほど転 内容は、「措置から契約」への政策転換 条に基づく「国の社会的使命」の意味・

社会福祉サービスに関する憲法第二五

サービスは市場で提供され るか

のだろうか。 当に市場で買うことのできるサービスな 国がその費用の一部さえ保障すれば、 施設サービスや在宅ケアサービスは、 「要介護」と認定された者は、 例えば介護保険制度のもと 制度上 本

> にみえるホームヘルプサービスでさえ、 ビスに比較し、市場に馴染みやすいもの り無理があるようにもみえる。 護保険施設のようなサービスにおいては、 難しいといわれている。このことは、 の人の利用に限定しなければ施設経営は できることになっているが、 険法上の介護保険施設のひとつ)を利 は誰でも、 いかざるをえないことは、 (普通の生活を援助すること)から離れて 時間で買う」サービスが、「福祉の心」 「採算」をとっていくこと自体に、 (介護保険給付額が高い)要介護度三以上 特別養護老人ホーム(介護保 経験のある者 実際には 施設サー かな

\equiv 我々にとって国家とは何

の多くが感じている問題である。

これを享受する」と規定する。「措置 ら契約へ」の転換は、 威は国民に由来し……その福利は国民が 厳粛な信託によるものであって、 するものであればこそ、 H 本国 憲法前文は、 国民の福祉を増 減価させてはな 玉 政 は、 その権 国民 か 0)

らないはずである。

信託という言

とつである。「福祉社会」という時には、 祉国家と福祉社会」という表現もそのひ こうした法理が籠められ る福祉社会といえないこともない」と説 政府は除外して考えるのが通常であり、 めて考えさせるものが少なくない。「福 伝統的福祉国家論は、 我々にとって国家とは何か」をあらた 近の福祉に関する主張 政府を最 てい の中 る3 塩種視す iz は、

れた。そして先進資本主義諸国における 定されることになるのだろうか における国家は、 う理解もありうるとされる。「福祉社会」 福祉国家」批判の思想は、「福祉国 福祉国家像とは異なったものとして想 知のように欧米先進諸国にお 積極国家としての従来 it

ンセンサスが崩壊し、 社会保障の当面する重要な問題のひとつ 経済成長期に存在していた政治的コ と呼ばれる状況によってもたらさ 将来の発展に必要 家の 3

なコンセンサスが形成されていないこと

は、

社会保険については、「保険料」と

ている。

この

「国民の相互扶助・連帯

民社会の形成)を意識的に創りだしてき

例えていえば、

夜警国家

的な体制

市

改正は、こうした方向を普遍化させたと

玉

葉には、 であるといわれてきた。 国

ことになろう。「福祉国家と福祉社会」 提起するものであるなら、 という表現も、 い国家のありかたを具体的に提起させる 社会」や「自立」の再考を通じて、 を守るのか」というロック以来の課題を 主 義が投げかけた課題が、「国 「家の危機」を契機に、 こうした社会的動向と無 それは 家は自 新自 市民

儿 わが国における福祉国 実態や運用 0) あり方の 変化 家 0) 関係ではなさそうである。

明され

ている。また福祉社会が実現でき

なければ福祉国家も実現できない、とい

うにみえる。 される政策の動向も、 連帯」の仕組を国家が創設することで、 政策の大きな流れは、 のありかたを様々な形で示唆しているよ 一九八〇年代以降のわが国の社会保障 「措置から契約へ」という言葉に象徴 新しい 国民の相互扶助 国家と市民

> 配 その可能性をもつ)という点では、 れだけ従来の「国家財政の社会保障 いう名の新たな一 「分」を減らしてきている(少なくとも 増税」をもたらし、

由 由

自由な意思で処理される」ものと構成す により、 置から契約へ」と政策を転換させること な政府」論とも決して無関係ではない。 それだけではなく介護保険法は、 サー ビスの利用関係は人々の 一措

して喧伝されている。 実際にはその一 させることになる。それにもかかわらず 質や福祉サービス供給過程での事故につ せるだけでなく、例えば福祉サービスの ることに「成功」した。そのことは、 いての公的責任のあり方をも大きく変更 選択の自由」を保障するもの 個人の権利=自由」を保障するものと ビスの供給自体への公的責任を後退さ 政策転換」は、 社会福祉事業法の 7 市 民の +

己責任」は、 調された「国民の自立・自助の活動 ともいえるだろう。 本型福祉 V に組み込まれることで確実に生き延びた る日本型福祉社会論では 盤自体が急速に変化 八〇年代を通じ、 社 一会」「活力ある福祉社会」 介護保険組 したと指摘されて そのよってたつ 織 の枠組みの中 あるが、 で強 一・自 日

明をしておきたい。 以下この点について、 少し補足的 な説

L

一の老人保健施設や訪問看護等は、

介護

介護保険法の制定により、

老人保健法

保険給付の対象とされ、 ることになった。それによって、「医療 護保険料(実質的な増税)によって賄われ 共同連帯」(介護保険法第四条二項参 (名のもとに、新たに徴収された介 その費用の多く

よって賄われることになった。ちなみに、 象とされその費用の多くは介護保険料に 宅生活支援事業等も、 老人福祉法上の特別養護老人ホームや居 保険財政の健全化」をはかることが意図 (税金)でその費用の多くが賄わ たのである。 同様に、 介護保険給付 従来措置 れていた の対 費

> 費で負担されてきた高齢者の医療保険 人保健法の制定により、 ひるがえって考えると、 福祉法上に規定されている施策である。 ス (新設)を除き、 は、 痴呆性高齢者の 老人保健法あるいは老人 グル それ 一九八〇年 1 以 プホー 前には公 一の老 0)

自己負担分の補填(老人福祉法の

一老人

目の る。 帯」 護保険においてとられた手法は、 体化したものといえる。その意味で、 制度は、 法改正によって導入された「基礎年金」 われることとされた。 各医療保険からの拠出金でその多くが賄 医療費の無料化制度」)は、「自助 の精神に基づき(老人保健法第二条)、 共同連帯」 | 共同連帯 | を年金の分野で具 の方策といえそうであ 一九八五年の年金 第三段 と連 介

齢 用関係が処理されるものと「擬制擬勢」 者と対峙するものと想定され 由 契約においては、 計者の自 一・平等な市民として、サー 介護保険法のもとでのサー 由意思ですべてのサービスの 高齢者は、 形式的 ・ビスの ている。 ビス提供業 利用 に自 利 高

> するためには、 ることが必要となる 高齢者に

> > が

介護保険給付の対象とされてい

るサー

F

いる。 則にたって「判断能力を欠く常況にある 関係が処理されるとする近代市民法の 尊重は、人々の自由意思ですべ れである。 されていることは、 については、 0 の禁治産者に該当)についても、 力を欠く常況にあるとされる人々(従来 制度では、 れた制度といってよいだろう。 点を縫合するために必要とされ、 からはずし、 購入その他 成年後見制度や権利擁 本人の自己決定の尊重が強調され 例えば精神上の障害により判断 従来の禁治産 しかし、そこでの自己決定 本人の自己決定に委ねると 成年後見人の取消権 「日常生活に関する行為 そのひとつのあら 護事 ・準禁治産と比 子業は、 ての社 成年後見 一の対象 日用品 導入さ 能 わ 7

同様に「形式的に自由・平等」 とされる人々」についても、 あることを保障しようというもの 祉の世界における自己決定の尊重 自己決定の尊重」とは趣きを異にす こうした近代市民法の原則 他の市民と の立場に に依拠し である

た

は、

福

るはずである。

高齢者福祉が問題にすべ

た社会福 助=代理も含む)を行うこととされ 金銭管理等の援助(軽微な法律行為の援 の援助や代行、それに付随した日常的な 利擁護事業は、福祉サービスの利用手続 する制度であるのにたいし、地域 な人々」の「法律行為」(契約等)を援助 すぐれて法的な課題ともいえるのである。 決定の尊重は、 ならないと思われる。 方こそ、人権保障の原点とされなければ 分な人々の意志(心)を汲み取るそのあり ことであるからである。福祉の領域にお きことは、 アクターを提示しているという意味で、 いては、 成年後見制度が、「判断能力の不十分 この事業は、社会福祉法(改正され 「意思能力」のない人々や不十 祉事業法をさす)に基づくもの 高齢者の意志 高齢者の「意思能 人間の尊厳の現代的なフ 福祉における自己 (心)を汲み取る 力 以福祉権 の有無 てい

> らないだろう。 提とされているようにみえる。 る場合もあることが認識されなければな 語の置換といえない相違が籠められてい 人権擁護と権利擁護の間には、 発想は、そこからは遠い。その意味では、 基づく権利としての福祉サービスという 品交換関係」に基づく権利義務関係が前 単なる用 生存権に

試みが、活発化してきている。それは確 者とサービス業者の関係を ところである。 利の基盤を動揺させることも危惧される 護制度のように、措置に残されたサー スにおける受給者(含む受給申請者)の権 オンブズパーソン」等が関わり、 近年サービスの実施過程にいわゆ 「調整」する 利用 る ビ

> 祉 ソン」のあり様には、新しい「日本型 整」を重視するわが国の「オンブズパー ての国)の視点から捉えられている。「調 1 では長期介護施設に関わる「オンブズパ るという姿勢は一 ソン」は、 の動向が感じられなくもな parens patriae (後見人とし 般には弱 61 アメリカ

五. 提起されてきている課題

措置から契約へ」の流れは、

生活保

る。 に提起してきていることもまた事実であ たな課題が、 を提起してきている。 0) 「福祉国家の実態や運用の **ーサービスの供給過程における公的責任** あり方」を始め、 前 述してきたようなわ 問題解決への視点を具体的 法的にも新たな課題 しかしこうした新 が国にお あり方」は、 it る

ないだろう。そこには先にふれた福祉 「専門家への不信」があることも間違 てくる背景として、「国家への不信 参加の強調である。その参加が強調さ て示唆していることは、 今後の問題解決への提言が、 様 K な場 大筋にお 面

けられた福祉サービスの購入という「商

して、

サービス業者や公的機関と対峙す 利用者の代理人や擁護者と

ーソン」が、

むしろそこでは、保険給付に裏付

祉における自己決定の尊重」は明確では

とされるが、

前述のような意味での

度」をも必要としてくることになるだろ 決できない最後の砦としての「救済制

わが国では、いわゆる「オンブズパ

n 0 11 サービスの展開は、

「調整」だけでは解

かに注目すべき動向ではあるが、

今後の

学出版会編

田端博邦

大出版会、

一九八八年二二頁。

00円

あおき

てつお

(お茶の水書房、二○○○年五月刊、六五

3

四〇頁。

文化社、二〇〇〇年〈第二版〉)一七頁。

『転換期の福祉国家(上)』東「福祉国家論の現在」(東京大『福祉社会の社会政策』二頁。

武川正吾『福祉社会の社会政策』(法律

(2) 下山瑛二「現代行政と法」(日本放送出

版協会、NHK大学講座、一九八一年)

1

2、六月七日公布、一部を除き即日施行。社会福祉事業法は、社会福祉法と改正

るといえるだろう。
るといえるだろう。
るといえるだろう。

本当に主体性をもつ市民であることが要本当に主体性をもつ市民であることが要請される。「国家は自由を保障するのの問題も、ひいてはここに関連してくるの問題も、ひいてはここに関連してくるの問題が提起されても、参加を担う市民は、いずれにしても、参加を担う市民は、いずれにしても、参加を担う市民は、

(7) わが国で注目され、実施されてきていて整理することも必要であろう。は、「だれに対するどんな権利なのか」は、「だれに対するどんな権利なのか」

(はしもと ひろこ)

-02ページよりつづく---

深化に期待するものが大きい。 さいうこと しての立場を越えた証言がなかったことについても、やはり、対立した当事者とについても、やはり、対立した当事者とについてもでいるのは、どういうこと ージを異にしているのは、どういうことージを異にしているのは、どういうこと

関連特集号紹介■

近世農民家族における老人の地位日本人の老人観…………宮田 登

………田中禎昭

【スケッチ・世界の老い】 戦後日本の女と老い……袖井孝子

惠子)/アイヌの「老い」の民族誌恵子)/アイヌの「老い」の民族誌恵子)/アイヌの「老い」の民族誌恵子)/アイスラームにおる変化(前山加奈子)/ビルマの女性る変化(前山加奈子)/ビルマの女性る老い(平井文子)/歴史からみるける老い(平井文子)/歴史からみるスウェーデンの高齢者福祉(ビヤネスウェーデンの高齢者福祉(ビヤネール多美子)

67